

改善を提言される衛生と民俗—生活改善同盟会指導書からの考察Ⅱ—

和田 健

千葉大学国際教養学部

Suggested improvement for hygiene and folk custom -Consideration from the guidance document issued by the lifestyle improvement association II-

Ken Wada

〔要旨〕

本稿では1920年～30年代、国民の通俗教育（社会教育）を行う実施母体であった生活改善同盟会刊行による指導書（『生活改善の栞』と『農村生活改善指針』）に記された「衛生」に関わる生活改善指導について、考察を行いたい。生活改善指導における「衛生」に関わる考え方は、「病気の予防と健康」を目的としたものである。では「衛生」に関わる人々に対する具体的な生活改善指導はどのようなものであったか。本稿では、両指導書に見られる「衛生」に関わる記述を比較して、人々の日常生活に「衛生思想」が埋め込まれる感覚について、そして「衛生的」とされることばの受容について、あわせて考察を行いたい。また生活改善同盟会設立の趣旨の中に「国民の覚醒を促し思想を善導する」と記されているが、「思想を善導」することと、旧来より人々が行ってきたさまざまな民俗慣行との関わりについて覚書として記しておきたい。

〔キーワード〕

生活改善運動、衛生、善導、民俗慣行、陋習、悪風

1. 本稿の目的

本稿では、1920年～30年代に国民の通俗教育（社会教育）を行った実施母体である生活同盟会刊行のふたつの指導書（『生活改善の栞』、以下『栞』と略する）（『農村生活改善指針』、以下『改善指針』と略する）に記された衛生に関わる改善指導の記述をもとに、若干の考察を加えたい。すでに筆者は両指導書について、冠婚葬祭を中心とした通過儀礼における生活改善指導の方向性について若干の考察を行った。1920年代にはじまる生活改善運動が社会教育活動として国民の日常生活に介入していく流れは、1930年代にはじまる農山漁村経済更生運動においても接続されていく。「改善」という名もとの指導は、官から民に対する緩やかながらも統制へとつながっていく。人々の通過儀礼に対する介入は、「陋習」「弊風」あるいは「悪風」といったレッテルにより、伝承されてきた民俗慣行を「改善」していこうとする。たとえば婚姻においては、披露宴のあと即座に入籍をしない慣習が、まだ根強く残っていることを改めるよう提唱する。いわゆる事実婚よりも法律婚を奨励している¹ [和田 2017 1-13頁]。事実婚としての民俗慣行は、働き振りから見て家の経済を維持するに相応しい婚姻相手かどうかの判断として見ることもできるが、婚姻相手から見れば、内縁関係とする不安定な立場を強いているともいえる。法律婚を第一に考える指導は、事実婚よりも優位なあり方として捉えているものといえる。

さて通過儀礼に見られる民俗慣行の価値観とは別に、「衛生」に関わる生活改善指導は、「病気の予防と健康」に基づいたものである。では具体的に「衛生」に関する人々への生活改善指導はどのようなものであったか。そして「衛生」あるいは「衛生的」ということは、人々の日常にどのような意味合いで埋め込まれてきたのか。本稿では、両指導書に見られる「衛生」に関わる記述を比較して、人々の日常生活に「衛生意識」が埋め込まれる感覚について若干の考察を行いたい。生活改善同盟会は設立趣旨と活動の意義の中で「国民の覚醒を促し思想を善導する」（『栞』127頁）と記している。この「思想の善導」とは何かについても、若干の考察を覚書として記しておきたい。なお対象とする両指導書の読者層については、『栞』は都市中間階層を主に対象としていること、『改善指針』は農村居住者を対象としていることのみ確認をしたうえで、それ以外の書誌的背景については筆者前掲書に記したので省略をする（註1参照）。本稿では『栞』と『改善指針』における「衛生」に関わる生活改善指針の記述を対比しながら、その違い、目的の差を明らかにし、あわせて衛生と民俗慣行との関わりについて記していくこととする。

2. 目次から見られる「衛生」に関わる記述の対比

まず『栞』と『改善指針』の目次構成から、衛生に関わる記述がどのように構成されているか比較してみたい。

まず『栞』は5つの章立てで「社交儀礼の改善」「服装の改善」「食事の改善」「旅館其

他の改善」「一般生活振りの改善」である。「衛生」を独立して章立てしていないが、各章の中で節立てされた中で細かくふれられているのが特徴である。たとえば「社交儀礼の改善」は9つの節立てがされている。その中で「7 公衆作法の改善」を立てており、ゴミや痰唾を公衆空間にまき散らさないことについてふれている。また「衛生」に関わる記述が多い章は、「食事の改善」「旅館の改善」である。「食事の改善」の中では食の作法の観点から衛生的である食生活のあり方について、そして「旅館の改善」では食堂、台所浴室のあり方について衛生の観点からふれている。具体的な記述内容については次章で整理したい。

一方『改善指針』も5つの章立てであるが、『栞』とは違う章立てである。「社交儀礼の改善」「衣服の改善」「食事の改善」「住居の改善」「衛生の改善」で、「衛生」が独立した章になっている。そして「衛生の改善」の章以外でも、「衛生」に関わる記述が多く含まれている。特に「食事の改善」については『栞』と重なる記述となっており、宴会のあり方や提供する食事の分量を考えることなどは共通している。「衛生の改善」ではおもに「寄生虫病」「トラホーム」「消化器の伝染病」「栄養品の粗悪単調」「衛生施設の不備」といった病気予防の観点からの記述である。『栞』はおもに日常生活での作法から衛生についてふれているが、『改善指針』はそれに加えて病気予防に対する観点到紙幅を割いているところに、構成上大きな差がある。

3. 『栞』に見られる生活改善指導

それでは都市中間層を対象とした『栞』にはどのような「衛生」に関わる記述がふれられていたのかまず記したい。なおこれより引用する両指導書からの引用では、読みやすさを考えて一部筆者によって漢字を新字体にし、送り仮名も適宜現代仮名遣いのものに替えて記すことにする。また本章においては引用した『栞』の該当箇所をページで記すこととする。

3-1 社交儀礼の改善

宴会のマナー 「社交儀礼の改善」に「三 宴会に関する事項」が節立てされている。その中でおもにすすめている内容はマナーに関わることで、そこで西洋式の方法に基づいた宴会のあり方を提言している。まず「椅子とテーブルを使う」ことで「座式より衛生的」(13頁)としている。『改善指針』にも記載されているがまず脚のある食卓は奨励しており「会席膳や畳膳は自然塵が入る」(13頁)ので、料理は食卓の上に乗せるべきであるとしている。塵をできるだけかぶらないように、足もとに食べ物を置く畳での宴会はできるだけ避けるように記している。

そして「酒杯の献酬をやめる」として、同じ杯で飲み交わし酌み交わしをすることは「伝染病の原因」(14頁)と記している。献酬は宴会参加者の相互関係を深めていく儀礼的か

つ心理的な要素を持つといえるが、それよりも「衛生上経済上の損失」で「献酬は悪風」とまで断じている。(14頁)。献酬ではなく「一斉に杯を担いで献杯する」として、一斉に唱和しながらの酒杯の扱いにふれている。いわゆる杯を高く上げて拍手をする「乾杯」に関してはふれていないが、同じ杯での飲み交わしを衛生的ではないのでやめるべきであるとしている。

宴会は、座式の中でどこに座るかといった座順、そして献酬といった相互のつきあいの深さを確認するといった参加者の社会関係が表出する場といえる。『栞』では西洋式宴会の作法として座式より椅子式、そして献酬ではなく献杯の奨励を記している。いわゆるパーティーに相当する形式の奨励と捉えられるが、日本語で「パーティー」と記すカタカナ語と「宴会」は微妙に違うものと捉えられている。これまでの宴会に見られる民俗慣行の改善ではなく、現代においては、宴会とパーティー双方が併存して受容されてきていると捉えることができるのである。

訪間接客送迎と酒食 「五 訪間接客送迎に関する事項」の中で、おもに訪問相手の時間を奪う予約なしの訪問を避けるべきであるとし「我が邦には往々他人の迷惑に対して思い遣りの無い人多々あります」(21頁)と記している。そして接客する側からのマナーで「衛生」との関わりで、「妄りに酒食を供しない」旨が記されている。これは時間を問わず、訪問客に対して酒や料理をたくさん出すことがもてなしであるとする考え方をやめるようにし、たくさん食物があまることや不規則な時間の食事の提供は「衛生思想が発達しなかった時代の遺風」と断じている(23頁)。『栞』の中では「食事の時間を正確にすること。」(90頁)と、健康を害しない習慣をすすめており、訪問客への無駄なもてなしをしない旨記されている。

また「六 年賀廻礼時候見舞に関する事項」にも同様な記述があり、「年賀の客に対しては、時刻を選ばず妄りに酒食を供する風が、今日尚行はれて居る様であります。衛生思想の乏しい呑気千万な時代に発達した習慣で、徒に手数を要し失費を増すばかりではなく各人の健康上にも甚だ有害であります。」(27頁)と断じている。ここでの訪間接客に関わる古くからの民俗慣行については、現在の意味合いからすると「保健」の観点から改善を求めているのである。

公衆作法の改善 「衛生」という観点は「七 公衆作法に関する事項」にも記されている。「公衆出入りの場所で妄りに不要物を棄てたり、淡唾を吐いたり、或いは禁止の場所で喫煙したりせぬ様にすること。」とし、このようなことを平気でできるのは「他人の迷惑を顧慮しない」ことと「衛生思想が幼稚である」(30頁)と断じている。また「会食には特に服装及び身体の清潔に注意し、且つ食事に音を起てぬ様にすること」「シャツの袖や襟に汚れ」「食事中頭を掻き、鼻を穿る」といった人前で不潔にあたることを避けるように記している(31頁)。公共の場で他者に不潔感を持たせない旨が記されている。

このように「社交儀礼の改善」に記された「衛生」に関わる指導は、酒食に関わる饗応のあり方が中心といえる。そのなかでも直接杯を酌み交わす献酬や、時間を定めずいつで

も訪問客に対して酒食を提供することをやめるべきとする改善内容は、健康指導との関わりで捉えることができるものである。さらに食事に関わる改善内容は、一步踏み込んで「食事の改善」で詳細が記されている。

3-2 食事の改善

滋養と健康 「社交儀礼の改善」につづいては「服装の改善」が記され、そこでは婦人服、子供服の洋服化とその具体的な作り方を中心に記されている。おもに洋服は、着物よりも動きやすさ、機能性についてふれている。それにつづいて「食事の改善」が章立てされているが、ここではおもに衛生と健康に関わる指導が中心となる。「衛生」に関わる知識が十分浸透していないと緒言では「我が邦の食事に関しては、改善を要する事項が甚だ少なくありませんが、本会に於いては先ず以て衛生経済作法等の見地から特に左記改善事項を期したいと思います。」(83頁)と記している。

清浄であるかどうかの観点で「衛生」に関わる記述に紙幅を割いている。加えて、体に十分効果的に合理的に栄養を摂取する「滋養」についてもふれている。

健康を阻害する食習慣については、「初物走り」を諫める記述(85頁)があり、できる限り旬のものを食べることを奨励している。初物は、「もとより高い価格」であり、「十分に食品として成熟していない」ものに走るのはいく悪いことと記している(85頁)。「初物」にこだわる、あるいは重宝する感性は現在でも見かけられるが、それは悪風であり、滋養の観点からは合理的なものではないとする指摘である。

滋養と経済的な観点からは「米節約法のひとつが米を搗きすぎぬように注意すること」としている。1920年代における米不足の状況においては、できる限り節約をした日常生活をとるという観点で、搗きすぎると搗き減りが生じること、つまり食する部分が減ることを示している。それに加えて「硬質層や胚の中に含まれている蛋白質脂肪灰分ビタミンの如き貴重成分を」失ってしまうとあり、栄養摂取のあり方から搗きすぎに注意している(85頁)。

健康、栄養と関連させて「パン食の併用を奨励すること」も記している。「飯の補充品として頗る適当なもの」と評価した上で、「殊に弁当として携帯する場合には頗る軽便で長く腐敗する心配がないから握飯より優っております。」(86頁)としている。はたしてパンが、握り飯と比べて傷みにくいという評価は、現代の観点からすれば、正面からは受け取りがたいが、炊飯よりも腐敗しやすさが違うというレベルにおいては併用の価値ありとする指摘であろう。またパンに関しては「白パンばかりでなく黒パン雑穀パンをも併せ用いるように」したいとし、「パンの外皮の部分は往々廃物扱いをして棄てらるる風がありますが」として「柔らかい内部より消化がよい」と評価した上で、「妄りに棄てない」とも記している(86-87頁)。

食事をする場の問題 また食事をする場のあり方についてふれている。たとえば用意される料理が、「男性の酒肴にあわせた料理に傾き、婦人、子ども、老人の嗜好に合ったも

のが出されない傾向にある」ことを指摘している（89-90頁）。男性（特に一家の主人）本意の食卓を改める考え方である。家族全体の嗜好にあった食事の奨励を示しており、現代の家族の食事については、比較的受け入れられている考え方と思うが、当時の世相でこの指導はどれだけ受け入れられたのだろうか。

また「食膳の品数分量は必要以上の上らざる」ようにすることも記されており、宴会の改善と関連させて、無駄な食事の提供について指摘している。「身体の栄養に必要な分量は案外少ないもの」とし「滋養に富んだ西洋料理の如きは実際一皿二皿で沢山」であり「それ以上飽食をすれば徒に健康を害す」（91頁）としている。

品数が多いことが、滋養の観点からは相応の分量を満たしているとはいえない、という考え方で、西洋料理は滋養があり効率的という考え方が見える。ただ、西洋料理のどういった点が滋養に富んでいるのか具体的な記述がない分、西洋風はよくて日本風は改めるべき確たる理由は述べられていない。品数と分量が滋養に結びついていない指摘ではあろう。

そして「食品の種類によってはできる限り回し取りをする」ことをすすめている（91頁）。テーブル式に大皿に盛った料理を、食卓を囲んで各自が食べる分を取り分けていく方式の奨励である。各人に銘々盛り付け配膳される場合、それぞれによって食べ残しも出るか、無理食いをしてしまうことを避ける効果があるように取れるが、大皿盛りが日常の食事の場では、浸透しがたかったのではないかと思えるのである。

食事の分量に対する指導 先述した銘々の配膳よりも大皿で各自が食べられる量を取ること、無理食いを避けるための指導といえる。これは必要以上の料理を宴会で提供することからくる保健指導といえる。それに関連して「馳走の残り物を持ち帰る弊を改めること」（91-92頁）ことも記している。宴会を取り仕切る側の観点から、持ち帰りを包むのにも手間がかかること、そして残り物であるので「腐敗の恐れ」があることを指摘している。宴会における社交儀礼的側面で、客に対して料理があまることを前提とした（逆に不足することによって客に失礼になる）もてなしの民俗慣行といえるが、無駄な提供をやめ、無駄食いをせずそして残り物を持ち帰り、食あたりしないようにする指導である。

残り物に対する指導で「弁当を改良し廃残できぬようにする」（92頁）ことも指摘している。折り詰め弁当は人によっては残してしまうことが多々あるため、銘々の必要な分量に合わせた弁当の量に改良することをすすめ、必ずしもご飯を使わずとも、寿司、サンドイッチ、果物など当人の好む分量にあわせて用意するのがいちばんであるという考えを示している。料理、食材の廃棄あるいは無理に食べきってしまう行為をできるだけ避ける指導内容といえる。

食品の取り扱いと衛生 給仕する側の観点で「食品、食器の扱いは衛生的であること」（94-95頁）で詳細に指導内容を記している。「本邦人は科学的知識に乏しい」とした上で、菓子屋で商品を取り扱うときも手を使っており、また手で扱ったあとも、その手を洗うこともないと事例をあげている。また飯の給仕人が茶碗を手づかみにして縁に指をかけていることも不作法とも述べ、手先の扱いについてふれている。また「纏っている衣類」「口

から吐く息」も不潔、かつ「便所から飛んでくるハエも一層不潔」と述べている。常に清潔にするために布巾や洗い桶は、きれいにしておくことも記している。

食品の取り扱いで強く避けるべきであるものとして、「古新聞を包み紙に用いない」「食品を直接床に置く風を改め、食卓の上に置く」(95-96頁)の2点の指導があげられる。

「古新聞を包み紙に用いない」は、「絶対に避ける」とし、直接人の口に入る食品を、多くの人が手を触れた古新聞は、病気の原因となる細菌が付着していることが珍しくないで、衛生上よくない、とするものである。また使い回される紙袋を使って包む場合も、包む以前にその紙袋を息で膨らましていることもあり、不潔であるとする記述である。

そして「食品を直接床に置く風を改め、食卓の上に置く」は、「社交儀礼の改善」にもふれているが、床に直接置くのは「歩行の際塵が入って不潔」であり「通行人の裾が食品にふれる」のが不潔としており、「畳は塵や黴菌の巣窟と見なすべき」「板の床に比べると一層不潔」と畳上での料理の配置は絶対に避けるべきとする指導である。とはいえ、畳を使った部屋が多い住居環境では「食卓で椅子式のものが多いが、畳の部屋の場合は飯台を用いる」と脚のある台を一層すすめているのである。

その食卓に関しては「広さは談話するも不潔にならぬように」(96-97頁)と記し、食卓の広さ(幅)が狭く幅は四尺以内だと、談話する際に唾が飛び料理にかかり不潔である、という考え方を示している。

会食の作法 そして「食事の作法に注意し成るべく愉快に」(97頁)とし、会食では「服装、身体は清潔に、食事の音をたてない」「小言を言わない」「叱責をしない」「精神を落ち着けてできるだけ愉快的な心持ちで」いることが消化をよくする、という記述である。あくまでも健康に関わる観点での会食(何人かで揃って食事をする)の作法をしるしている。

このように、食事の改善は、無駄な食材提供の悪風を改め、また手の扱いや唾気に気をつけ、食卓を利用し埃がかぶらない衛生環境の推奨といえる。いずれにしても仔細を記して、衛生上よくないとするこれまでの生活習慣、民俗慣行への改善を求めるものといえる。

3-3 旅館の改善

経営する側の整備・客側の心構え 「旅館の改善」は、旅館を経営する側と利用する客側の考え方の改善を中心に記されている。たとえば「茶代」に関して、客が旅館に払う感覚が根づいているが、それは室料込みで考えるべきであるとする、ただし使用人、女中には心付けを払うべきであるとして、いわゆるチップのあり方を示している。

また食堂なき旅館が、同一家屋内で宿屋と食堂を経営する兼業することは厳禁するように記している。宿泊客に食事を提供することを主とせず、食堂に来る客を優先にする(宿泊客もその前提で食堂の客になる)ことで、宿泊客の利便性を欠くので、旅客に対する食事の提供のあり方を記している。

採光、給水、排水、蠅除け 旅館と「衛生」との関わりでは「客室、食堂、台所、浴室、洗面場、便所等に於ける設備と寝具及び食事の取り扱いには特に衛生上の注意は怠らぬよ

うにしたい。」(108頁)とある。まずは旅客の室内空間(客室、食堂、応接室)における換気、採光、暖房等の取り扱いに注意する。そして食事の調理、配膳の場所たる台所における給水、排水、蠅除けを完全にする。食事の扱いは丁重にすることを記している。そして浴室、洗面所および便所は、多数の旅客が共用するため、病毒伝搬の恐れが各段に高いので、その設備を改良し清潔に保つように心掛ける。そして旅館の備え付け品のなかで、布団、浴衣、襦袢は、直接旅客の体にふれ、多人数で共用するものなので、品質よりも清潔を第一に洗濯と消毒を怠らない。布団のシート、枕覆い(枕カバー)、浴衣は新しく洗濯したものを使う。このように旅客が行き来する居室のあり方について、旅館主側の心構えを記している。

このような衛生上の効果をあげるには旅館設備の改善と旅館主の周到な注意が必要だが、旅客の協力によるところ大きいとしているが「旅客の衛生思想が今日の如く幼稚」と厳しく批判している。旅客は、旅館の設備品取り扱いに注意して、不衛生に陥らぬように他の旅客の迷惑にならぬように行動すること、と記されている『栞』の中には記されていないがエチケット、マナーの概念との関わりでの指摘といえる。そして多少荷物になっても寝衣類は、旅客が持参することも記されている。衛生上の安全と旅館の設備節約とも関わるという指摘である。

「旅館の改善」では、旅館を公共空間、人の行き交う場所としてとらえ、病気の拡散の場とならないようにとする記述である。

4. 『改善指針』に見られる生活改善指導

4-1 『改善指針』と『栞』の違い

『改善指針』序文『栞』のあとに刊行された『改善指針』の趣旨が、「序」に以下のように記されている。まず『栞』については「全国津々浦々まで普及せる生活改善の企の規範となった」と自己評価している。自画自賛的な評価とも取れるが、すでに何かしらの生活改善指導を行う社会集団の規範となるテキストとして活用されたとする見方ができる。そのような自己評価に加えて「農村生活にはしっくり適合しないという声」もあり、大正13年(1924年)より農村生活改善調査委員会が設立され、当委員会の活動をもとに昭和6年(1931年)に刊行されている、と記されている。

『栞』との違いは、先述した「旅館の改善」は章立てからはずれているが、「衛生の改善」が独立して章立てされており、また「住宅の改善」も章立てされている。以下本章での頁番号は『改善指針』からの引用を示すものとする。

4-2 社交儀礼の改善

宴会・年賀廻礼・公衆作法 「社交儀礼の改善」の章は、おもに冠婚葬祭に関わる儀礼的な改善事項が節立てされ²、その中で衛生に関わる事項では「宴会」「年賀廻礼」「公衆

作法」の3節に改善事項が記されている。「社交儀礼の改善」の章で書かれている内容は、おおよそ『栞』の記述と重なるところが多い。たとえば「宴会」で「宴会は成るべく食卓飯台を使用する」「座式よりも衛生的」「会席膳や畳の上に直接皿に盛ったものなどを置くと、給仕人その他のものの動作で自然塵芥が立つ…実に衛生上よくない」「談笑しても不潔にならぬ程度の相当幅の食卓」(20-21頁)を使用するとした記述で、埃と唾気を意識しての食卓使用の奨励である。

また「飲食は定刻に始め、成るべく早く切り上げること」(22頁)や食事の時間が「地方では二、三時間が普通で数時間にわたる」ので「衛生上、経済上」の弊害があるとしている。こちらは『栞』にはない記述であるが、食事時間が長いとそれだけ料理の風味が悪くなり傷んでくるということと、『栞』の中に記された決まった時間に食事をすることで体調を崩さないということが含まれていると捉えられる。そして「酒杯の献酬を廃し、挙杯をもってかえる」「献酬は伝染病の媒介となる」「度が過ぎて、また杯洗による捨酒」は「衛生上、経済上」(22-23頁)の弊害であるとしている。『栞』同様、伝染病の感染を防ぐという観点の記述である。また先の食事の時間を定刻にはじめることといった規則正しい食事時間の奨励は、「食事に招いた場合の外は来客に妄りに酒食を供したり菓子を出したりせぬ」として、「妄りに主食や菓子を出すのは衛生思想発達しない、忙しくない時代の遺風」(27頁)とまで断じ、「間食は胃腸を害す」とまで書いている。社交儀礼の場における献酬や、訪問客への過度な間食もてなしで、伝染病や胃腸の調子を崩さないようにという観点での衛生改善である。

年賀廻礼の節でも『栞』同様、間食に関わる記述で、「特に招待した場合の外は年賀の客に酒食を出さぬようにしたい」「妄りに酒食を供するのは、各人の健康上に甚だ有害」(30頁)としている。食べ過ぎ、規則正しい食事習慣という考え方を徹底している観がある。

公衆作法の節でも『栞』同様に不潔な行為への改善で「公衆出入の場所で、妄りに不要物を捨てたり、痰唾を吐いたり口鼻を覆わずして咳嚏(くしゃみ:筆者註)等をし、或いは禁止の場所で、喫煙したりせぬようにする」(33-34頁)としている。ものを道ばたに棄てる、痰唾を吐く、咳嚏に口を手で覆わない、勝手な喫煙などは「他人の迷惑を顧慮する心がけを欠き、公衆衛生を重んぜざるため。」(33頁)と記しており、現在でも通じる作法といえる。また「会食には特に服装及び身体の清潔に注意する」(35頁)とし「身体の清潔」には頭髮髭爪等も含むとあり、会食で相対する人に衛生面で不快な思いをさせないというものである。

4-3 服装の改善

機能性と衛生面での記述 『服装の改善』の章では、章冒頭の文章で、文化の進運に伴って「農村風俗ようやく一変し」「服装のごときも従前と比べると面目一新」したとあり、農村の服装の変化にふれながらも、「活動能率増進上」「衛生風儀上経済上」からまだまだ改善の余地があるとふれている(39頁)。では、「衛生上」引っかかる服装の改善とは何だ

ろうか。

木綿の奨励 「衣服地は木綿使用を奨励し従来の習慣にとらわれなくて、衣服の種類と用途によってその選択を適当とする」とし「衣服地の木綿地は衛生上からも適当」「度々の洗濯にも耐えられる」ので「普段着、仕事着として最も適当」（42頁）とある。絹地と比べて、洗濯の回数に耐えられること、そして「人絹」（いわゆる人工絹地、レーヨン）は保存力が弱く、経済的でないと記している。絹、人絹は日常着には合わないという指摘である。それでも、もし使うならば「丈夫で安い銘仙（平織りの絹織物：筆者註）や紬（真綿を使った織物：筆者註）」がよいとし、活動しやすさと洗濯の耐久性が高いことなどを述べて使用を推奨している。銘仙も紬も機能性と衛生面の双方を備えており、大正後期から昭和初期までに流行したといわれている。

洗濯に関わる考え方 定期的な衣服の洗濯にもふれており、「衣服は常に洗濯手入れを行い、肌着は特に注意して、清潔なものを着る…」（44-45頁）としている。その中で洗濯を頻繁にすると生地が弱まるのは誤りで、洗濯しないことで保存力が落ちることを指摘したうえで、「特に肌着や仕事着の如きは、注意して、屢々洗濯をして清潔なものを着用するようにしなければ衛生上害ある」としている。頻繁に洗濯をすることを避ける弊を改めて、肌着、仕事着は常に洗濯をすることと記している。

寝具・寝間の注意 「寝具には上敷を用いる」（45頁）とし、いわゆるシーツを使うことをすすめている。また寝室のあり方については、納戸と呼ばれる家の中で最も採光の悪い室をあてる習慣があり、さらに万年床と称して、一年中そのままの状態にしていることは、衛生上最も悪いことと記している。そして「採光通風に注意」して「寝具は屢々日光に当て」「上敷きを使い、時々それを洗濯する」ことで「常に清潔にする」ように記している。

衣服の扱い 衣服に関わる衛生での留意事項では「婦人平常服は袂を短くし帯幅を狭くし下履きを用いる」（47-48頁）とし袂を短くすることに加えて、帯幅についても指摘している。帯幅が広いと、胸部を圧迫し、着用にかかることから、「衛生上、便宜上工夫された名古屋帯、文化帯等の軽装帯」をすすめている。また「古着を購入又は譲り受けたる時は十分に消毒を行うこと」（48頁）としている。

履物の扱い 履物については「農村の履物は今のままでもよいが、地方によってはゴム靴などの利用を奨励したい」（51頁）と記している。これは「衛生の改善」で詳しく記すが、地方によっては風土病もあり、素足ではなく足の保護上靴を履くことをすすめたいためのものであり、日本住血吸虫病など皮膚感染による寄生虫病などの感染を防ぐことが目的とした記述である。

4-4 食事の改善

健康の観点と衛生の観点 「食事の改善」では、章の冒頭で、食事に関する知識の向上に努める」（69頁）とし、「我が国民は、食物に関する知識は浅薄」であり、「健康上、衛生上遺憾の点多く」として「国運の発展の影響」と国民生活上、重大な懸念事項とである

としている。特に食事に関わる『改善指針』での全体的な主張は「市価と滋養の関わりについて、その効率性」「農家はできる限り自家生産したもの」を使うことをすすめ、炭水化物、蛋白質、脂肪の三大栄養素と食材の確保について提唱している。特に栄養に関することについては、「妄りに大食すれば経済上の損失は勿論、健康上にも甚だよくありません」「過食は胃腸に悪く」「腎臓や心臓を疲らしめ」病を引き起こすもので、「過食の害」(73頁)について述べている。また『菜』ではふれられていないが農家のカロリー摂取の多さについて言及している。一般の保健食平均のカロリー(2400から2500カロリー程度)では足りぬので、現在平均農家で摂取している約5000カロリー一位は必要と述べている。そして「安価保健献立」(77-80頁)に紹介された各献立の食材は、内務省衛生局保健課が調査したデータをもとに、それに含まれる必要な蛋白質分量をもとに計算されている。『菜』と比べての違いは、栄養の観点での記述に紙幅を割いていることである。それに加えて衛生の観点ではどのような生活改善指導を記しているのか、以下に記したい。

宴会、もてなしでの料理のお持ち帰り 「馳走の残り物を持ち帰らしめる風をやめる」(82頁)として、食膳の残り物を持ち帰らしめることは、手数がかかるとともに「季節によっては往々腐敗の怖れ」があるという指摘している。食膳にたくさんの料理を出すのは、残ることを前提としたもてなしで、それを土産物に持ち帰ってもらうことも想定している。現在でも法事などで出される仕出し弁当も、人によっては一人前としては相当な分量が盛り込まれ、残して持ち帰ることはよく見かける。持ち帰りを前提としたもてなしは衛生上問題あることを記している。これは『菜』と共通している。

共同炊事場の提唱 『菜』にはなく『改善指針』にある記述で、共同炊事場の提唱がある。農村の女性は夫と共働きで忙しく、家に戻っての食事の仕度も大変である。特に農繁期は相当多忙になるので、せめて煮炊きをする時間を短縮するために台所の改善を行い、農家実行組合単位で共同炊事場を設けると、燃料の節約と同時に煮沸の時間を効率的に使えるという指摘である。

清涼飲料水 また「近年サイダー、ラムネ等のごとき清涼飲料が流行る」が、ほとんど高価で滋養がないので、番茶や麦湯の方が「どれほどか衛生にかなない経済的」(84頁)と指摘している。ここで記されている「衛生」は健康として捉えることができるものである。

食器、食品の扱い 『菜』にも記されているが、不潔に陥らない作法について具体的に述べている。「食器、食品の取り扱いは衛生的であること」(84-85頁)と記し、農村では、食器を長持ちさせる保存に関しては丁寧に取り扱っているが「清潔にするということはほとんど顧みられていない」としている。「殊に常用の食器」は「衛生上より見ても一考を要する程不潔」に扱っている。特に茶道具の扱いについては指摘している。飯櫃はよく乾燥をさせ、布巾は常に洗い乾かすなど乾燥にすること、そして洗いは常に取り換えることが大切なことで実行すべきであるとしている。また、農村においては食品の扱いについて「衛生に関する知識を欠く」ので、不潔になりやすく、特に蠅は伝染病のもとなので、食品にとりついては平気な風があるとし、蠅帳を使って駆除するべきであるとしている。

そして食事の調理、給仕に関わるものは、身辺を清潔に保つことが、衛生上当然尽くすべきこととしている。

また『栞』同様「古新聞、汚れた風呂敷で直接物を包まない」（85-86頁）と記している。特に古新聞は、たくさんの人の手がふれており、直接口に入れる物を包むのは、細菌感染の原因になる。「調理しないで直ちに食用」する食品の直接包み紙に古新聞を使うことは、衛生上頗る危険であるとしている。竹皮や経木半紙を利用することを奨励している。

食卓の奨励と手洗い 『栞』にもあるが、「食品を直接床の上に置く風を改め、食事は食卓の上に置いてする」（86頁）とし、直接床に置くことはとにかく不潔であり、殊に畳、蓆、蓆等の敷物は「黴菌の巣窟」であるので、一層不潔になると指摘している。食卓は必ず食卓、飯台を用いるようにしたいとしている。そして「食事の前には必ず手を洗い、食事中は不潔不作法」（87頁）にならぬようにすべきと記している。

4-5 住宅の改善

塵芥、水回り（浄水、下水） 「住宅の改善」では特に衛生面での記述を中心に記されている。「台所や茶の間は一家団欒の中心」であることから「位置や構造にはいっそう注意し、衛生上はもちろんのこと、便利よきよう、気持ちよきよう」（93頁）改善すべきとしている。また「光線の射入換気排水道具の始末煙の散出に注意」し「又上間の一方で作業をしながら一方で食事の用意をすることは、塵芥の飛散其の他の点から衛生上好ましくない」ので、「出来るだけ炊事場は仕事場から遠ざけ又は仕切りを設けることが好い」としている。台所改善についての提言で「土間に人が出入りする民家の構造」で、そこで炊事や食事をする空間とすることへの改善を述べている。特に人が出入りすることによる塵芥や屋内の換気について述べている。「竈はできるだけ煙突を設け、煙をできるだけ屋外に排出する」ことが「衛生上からも必要」としている。そして「在来の竈を改良していわゆる西洋式」にするのがよいとしている（94頁）。

そして「炊事に流水を引用すること」は「衛生上危険」であるとし「絶対に之を止める」としている。そして「密閉する井戸の水をポンプで汲み上げる」方式に変えるべきであるとしている（94-95頁）。いわゆる釣瓶を使ったものではなく、ポンプにより、飲用の水は衛生を保ちたいとしている。そして「鉛管や鉄管を使って流しの前まで導く」（94-95頁）ようにして水汲みの労をできるだけなくし、水道を奨励している。加えて、井戸周りの囲いについても言及しており「コンクリート造り」にするのが最もよいが、「木造の場合は「亜鉛引き、トタン張り」（94-95頁）などにして井戸本体の腐朽を防ぐよう指摘している。

そして下水については「炊事の排水を流し元のすぐ外に設けた吸い込みのたまりに流している」のはとても危険であるとし、「母屋及び井戸から相当離れた場所」に不浸透質の溜まりを作って土管で流すようにすべきであるとしている。まずは塵芥、水回りの改善³を中心に記されている。

採光、通気、保温 各居室の間取りについて通気、通風、保温の観点で述べている。「で

きるだけ採光、通風、保温、防温に注意すること」(95-96頁)とし、「母屋の方向附属建物の配置に注意」「窓門戸、障子の位置を考慮」「硝子戸を多く」「縁側に欄間を設ける」としている。「冬は炬炬」に代えて「ペチカ、ストーブ」のような室内一様に温まるよう工夫し、湿気を防ぐようにする。

そして採光について注意する場所は、「寝間」「台所又は勝手と呼ばれている炊事場とそれにつづく(隣接している、筆者註)居室」と3室について記している。特に寝間については、本屋の裏に面した場所、北東、北西の光の当たらない場所に配置されて陰気で万年床を敷いた地方もあるが、これは「我が邦農家の最も悪い風習」と断じ、保健衛生上是非とも改めねばならないと記している。そして南の光線が入る部屋が理想だが、少なくとも「窓を大きく開けて、硝子障子を建て、光線を取り入れる工夫」をするよう述べている。

溜壺の改善 まず便所については、肥料問題とも関連しているとともに衛生上体裁上非常に注意を要する問題と述べている。関東以西の山間部の例を出し「昔の風習のままに、小便所と湯殿とを母屋の居室の前面に」配置し、「共通の溜まり」を設けているのは、是非とも廃止したいと述べている。「農場又は農舎に貯蔵溜を設け時々汲み取ることが望ましい」とし、汚物を貯める場所は母屋と別棟にしておくことを奨励している。

そして溜壺は3つ用意し「ひとつは外よりの用便所溜壺」「ひとつは調整壺として、下肥の貯蔵及び濃度の調整に使う」「ひとつは台所の流し汁、廃棄物、浴後の風呂湯を抜き取るため」に分ければ下肥使用上非常に便利(98頁)とし、便所に関わる汚水とそれ以外の炊事洗濯などで生じる下水が混ざらないようにする工夫の奨励である。その方が下肥を効率的に作られるとしている。

便所の溜壺は地下室のような構造として、一部分に必要な穴を開け取り出しが可能なようにする。床は板張りか土間にして、上の部分は物置のような構造にすれば体裁よく、衛生上もよく、肥料成分の飛散も防げるとしている。その上で内務省式改良便所⁴の様式に基づいて、糞溜に堰様の隔壁を設ける。十分腐敗したものを汲み取ると、チフス、寄生虫卵も滅殺されて衛生上利益も少なくないとしている。溜壺を改善することで、伝染病の拡大を防ぎ、また下肥の効率的な作り方を記している。それに関連して畜舎や堆肥舎は便所と接するところに置き、住宅から離して設置し、厩は母屋と同じところにある地方も多いが衛生上よくない、という指摘している。便所、畜舎のような下肥をつくることを前提とした衛生面での改善指導といえ、これは『栞』にはない記述である。

5. 衛生の改善

5-1 『改善指針』で章立てされた「衛生」

農村の衛生状態 ここまで各章の中でふれられていた「衛生」に関わる記述を引用してきた。社交儀礼や衣食住に関わる生活で留意したい「衛生」についてふれられており、さまざまな場面での衛生のあり方についての記述は『栞』と同様である。ただし『栞』との

大きな違いは「衛生の改善」とひとつ独立した章を設けているところにある。章の冒頭で「農村保健調査、徴兵身体検査、学校児童の身体検査成績等」を見ても農村の人の衛生状態は「都市より良好ではない」とし、「農村特有の不衛生の原因を改善すべき」であるとしている。農村特有の不衛生とは、「寄生虫病」「トラホーム」「消化器の伝染病」「栄養品の粗悪単調」「衛生施設の不備」の5点を掲げている(113頁)。そして本章では11の節が立てられている。各節は「一、寄生虫の駆除」「二、風土病(地方病)の予防」「三、トラホーム予防」「四、結核の予防」「五、消化器伝染病」「六、性病の予防」「七、人糞尿の処理」「八、飲料水の清浄」「九、清潔保持」「十、積極的保健の道」「十一、公衆衛生施設の向上」である。衛生状態と大きく関わる病気の拡散を防ぐことを目的として、各種病気にあわせて具体的に改善事項が記されている。

5-2 各節に記された衛生に関わる事項

寄生虫の駆除 「一、寄生虫の駆除」(113-116頁)では「農村は寄生虫に感染する機会が多く、寄生虫はいわゆる農村病のひとつ」と述べ、寄生虫病ごとに記されている。

まずそれぞれの病気の特徴を記している。一番重要なのは貧血を起こす「十二指腸虫」としている。十二指腸虫は、畑の中に幼虫がおり、畑で働く場合、手足の皮膚から浸入する。次に「最も普通」に見られるのが「回虫」で「幼児の体に付くと、さまざまな故障を来し、身体の発育に影響を与える」としている。野菜に付いた虫から口に入るので「菜漬」から感染するので、都市部の人間も回虫に感染していることが多い。そして「日本住血吸虫」「肝臓ヂストマ」「肺臓ヂストマ」「サナダムシ」をあげている。日本住血吸虫は「山梨病」「片山病」など、ある地方に濃厚に感染状況がある地方病として指摘している。田んぼの用水等の中や皮膚からの浸入をあげている。「肝臓ヂストマ」は溝河の小魚の生肉から感染、「肺臓ヂストマ」は淡水で捕れる蟹の生食から感染、「サナダムシ」は牛、豚、鱒の生肉から感染と、それぞれの感染経路について記している。

ではどのような駆除対策があるのか。決定的な対策ができるものとそうでないものと分けて記述している。決定的な対策は「駆虫剤」を使うことであるが、いろいろな種類のものがあり「素人療治は危険」と指摘した上で、「回虫」はサントニーネか海仁草⁵でたやすく駆除ができるので、毎月いっぺんこれを服用すれば安全としている。

「サナダムシ」は素人療治ができず「日本住血吸虫」「肝臓ヂストマ」「肺臓ヂストマ」もより適切な駆虫剤がないので、具体的な治療対策よりも「感染ないように予防する」を第一に記述している。たとえばこれらの病気は駆虫剤で対応しても何度もかかるものなので、予防の観点から、十二指腸虫に対しては「素足素手で畑の土にふれぬこと」、日本住血吸虫に対しては「素足素手で水田や用水に入らぬこと」と指摘しているが「農家の人にはこれはできません」と予防策として限度があることも記している。また回虫に対しては「野菜の香物を食べない」と指摘しているが、これもまた「日本人に之を実行させることは矢張りできません」とし、ヂストマ、回虫は「危険な生肉を食べないようにする」と

指摘しているが「これすら、実行は困難」と手詰まりな記述である。

ではどのような予防方法が必要か。まず二次感染を防ぐ観点から「人間の糞便をよく始末して、人体から出るところ以上の寄生虫の卵を殺してしまう」ために、「改良便所を使う」「十分腐熟した糞便のみ肥料に使う」としている。糞便を二、三ヶ月腐熟させると「寄生虫卵はみんな死んでしまう」という指摘である。糞便の下肥にする十分な処理を目指した指導である。そして野外での脱糞は寄生虫の増加につながるのでやめるよう記している。

また中間宿主、つまりある媒体を通じて感染拡大を防ぐために、日本住血吸虫の場合「小さい貝」、肝臓ジストマは「貝と魚」といった中間宿主を駆逐することで感染の予防に努めるとし、特に山梨病、片山病は石灰を散布して中間宿主となる宮入貝の撲滅⁶を行うべきであるとしている。

駆虫剤によるものよりも感染拡大を防ぐ方法について記されているが、日常生活における行動（素足素手で田畑に入る、菜漬けを食べるなど）については、対策が記されていないのが、1930年代における寄生虫感染予防の指導といえる。

風土病の予防 「二、風土病（地方病）の予防」（116-117頁）では片山病などの寄生虫によるものと、マラリア、ワイル氏病、ツツガムシ病のような寄生虫によらないものを示している。そして「風土的疾患はいずれも低湿で水の疎通」が悪い場所で起こるとし、開墾、治水、耕地整理によって、洪水氾濫、洪水滞留がなくなれば、自ずと消滅するという見方を示している。マラリアは、日本は沼沢地が多いため、マラリア伝散蚊を絶滅させることは困難なため、特効薬「キニーネ」による速やかに患者の治療し減らしていくことが大事とする。ワイル氏病は、水田により皮膚感染するが、病原濃厚地では、石灰窒素による消毒で駆除できる。低湿地の水の疎通にふれており、土地の改良によりある程度防げるとする見方である。またツツガムシ病については、小ダニによる感染を記しているが、現在適切な予防法について研究が進んでいる旨記し、具体的な対策にはふれていない。

トラホーム、結核、消化器伝染病 「三、トラホーム予防」（118-119頁）では、この病気は農山漁村にはとても多い眼病であること、そしてトラホームの病原は目やにの中にあり、手ぬぐいを伝って感染が広がることを記している。清潔な手ぬぐいを使い、清水を使って手洗いをするなど清潔な生活をしているとトラホームから逃れることができる、と記している。

また「四、結核の予防」（119頁）では都市生活者に多かったが、近年農村にも増えつつあるという傾向を記し、「日光と通気を日常よくすれば、結核の蔓延は予防」でき、また「感染患者は周囲にまき散らさないようにし、隔離する」ことで拡散を防げるとしている。

「五、消化器伝染病」（119-121頁）においては「腸チフス、パラチフス、赤痢、疫痢等は農村の伝染病」と記し、日本では衛生が発達していないため、都市にも多い病気であると、そして糞尿を通じてウイルスがひろがることを記している。そして糞尿を扱う農村は要注意であり、十分に処理していない下肥を使って栽培された野菜からも感染するので、都市生活者も注意であるとも記している。患者が出た場合、隠さずに早めの処置をし、ウイルスが

散らないようにする。隠しておいたために多くの一般公衆に感染するとしている。予防については大事であるとしているのだが、予防注射ですべての消化器伝染病は防げないとし、飲食物に警戒するのは大事だが、農村では井戸水や漬け物（香の物）までことごとく消毒するのは無理としている。したがって根本的な予防は「糞尿の処理」であり、改良式便所、糞尿溜を使って拡散を防ぐことであり、結局糞尿をいかに処理するかを農村に求めている指導といえる。

性病の予防 『栞』では「社交儀礼の改善」の章で、結婚の際「相互の健康診断を交換するのがよい」とし、近年徴兵検査で壮丁に花柳病が少なくないとしているため、特に男性側の性病に関わる情報を確認するべきであると記している。『改善指針』においては「衛生の改善」の中で「六、性病の予防」（121-122頁）と節を設けて説明している。まず、性病は、都市部に多かったが、近年農村にも増えてきていること、そして都市に出稼ぎでいったものが感染し、郷里に戻ってまき散らしていると状況を説明している。その上で、性病が多いことは「国民道徳が高くない」ので、衛生上もさることながら「風儀上道義上」良くないことを年長の人たちが若い人たちに諭すことが重要である、としている。そのため、いちばんの予防は「有毒の婦人に接しないこと」つまり売笑婦に接しないことを性病罹患者の調査に基づいて説明している。そしてもし性病にかかったら、早めに医師の診察を受け拡散させないことも併せて記している。『栞』では結婚の際、確認をした方がよいとするのみに記載であったが、『改善指針』では風儀、道徳的な側面に加えて、性病の拡散を防ぐよう記述している。

人糞尿の処理 前節で寄生虫や地方病の記述があるが、「七、人糞尿の処理」（122-125頁）として節を独立させて下肥のあり方、便所の改善を詳細に記している。

まず十二指腸虫も回虫も、十分人糞尿の処理がされていないものが肥料として田畑にまかれ、孵化した十二指腸虫は畑に入る人の皮膚にかじりつき、また加熱しない野菜を食べることで口を通じて回虫が入るので、まずは人糞尿の処理が一番大事であることを指摘している。そして腸チフス菌なども十分に死滅していない肥料を通じて畑にまかれ、人の口に入る。また雨水などが川に流れて、そこから腸チフス菌が拡散する。「もし糞尿が畑に持ち出される前に消毒ができていたら」最も良い予防策であり「内務省式改良便所」を使えば、十分に腐滅した段階で糞尿をくみ取れる。便所を改良できなければ「糞尿溜」を複数作るのが良く、汲み入れた糞尿溜の古い方は「夏ならば二ヶ月、冬ならば三ヶ月」でチフス菌や寄生虫等は死滅する、と記している。

さしあたり「生肥は絶対に使わない」「野菜畑だけには人糞肥料は使わない」「素足で畑に入らない」「便所に蠅を入れない」等が望ましいとしている。衛生問題に理解があれば難しいことではないと記しており、まずはしっかりと糞尿を処理する段階で病気の拡散を防ぐべきであるという考え方である。

飲料水の清浄 「八、飲料水の清浄」（125-126頁）のなかで、まず井戸の改善について記している。伝染病は飲用の水を通じてひろがるので「水の良否はつまり伝染の有無」に

関わるとしており、これまでの井戸は取水口が開放的で、汚い手垢が付いたまま釣瓶をさわること、また構造の悪い井戸口の近くに不完全な排水溜、便所、堆肥舎等がある場合、危険な汚水が浸入してしまう可能性もある。そこで、井戸の取水口を閉鎖式にしてポンプで汲み上げる構造にする。井戸底をコンクリート等で固め土管を使って汲み上げる道筋を侵食されないように土管周囲を土で固めると、井戸水へ有害物質が浸食する影響は少ない。このように水回りについての検討を示し、閉鎖式は、通常の釣瓶を使うものとは比べても費用負担はないことも述べている。また近所で伝染病が発生したときには、旧来の開放式井戸を使っている場合は、消毒をした方がよい。浄水のあり方と衛生に関しての具体的な指導である。

清潔保持「九、清潔保持」(126-128頁)では、農村の不衛生である点について「不潔物の始末に概して無頓着」「台所に塵芥が堆積」「汚水の流しもとが滞留(貯留)している」「屋内の掃除も不行き届き」「蠅、蚊、蚤、虱等昆虫が家の内外に群生する」というのが常態化しているとしている。それがトラホームや寄生虫、伝染病の蔓延につながるとした上で以下の点について具体的な対策を述べている。

まず「蠅の発生防止」のため、蠅を便所に近づけないように、便器にふたをすること、そしてくみ取り口を密閉にすることを記している。窓口に金網を張る。毎日少量の石油乳剤⁷を便壺に散布する。塵芥の始末をすれば塵芥を介しての蠅の発生はなくなるとしている。厩の馬糞や踏み糞なども蠅の増殖場所であるので、なるべく住居から遠ざける住居配置にする。そして食物に蠅が近づかないように気をつけることを記している。

次に「蚊の発生防止」であるが、汚水の処理と関連させて防御策を記している。まず井戸の近間、台所の流し尻に汚水を貯めておくと、夏場は多数の蚊を発生させてしまう。その汚水による蚊の発生は伝染病の伝播にはつながらないが、不快なものなので、汚水溜はできるだけ、住宅より離して作るべきである、としている。マラリヤの流行地では、清水で発生するアノフェレス蚊であるので、発生させないようにするには、もし清らかな水たまりがあれば時々石油をまくと良いとも記している。またねずみと蚤はペストの感染に、虱は発疹チフスの媒介となるので、住宅と衣服の掃除、洗濯は励行する。皮膚の清潔を維持し、清潔な入浴、清潔な手ぬぐいを使う。それぞれ不潔であることを防ぐ日常のあり方を記したものと見える。これは『栞』には記されていない具体的な改善指針といえる。

積極的保健の道 日常の衛生上あるべき生活について、保健指導的観点から「十、積極的保健の道」(129-131頁)が節立てされている。そこでは、「もっと良い食事」をとるようにと述べ、具体的には、動物性材料が少ないため、それを補完する十分な栄養素を配合するべきであるとしている。「贅沢ではなく衛生に適した食」で、農村に消化器系の病気が多いのはそのためである。としている。栄養の観点からの指導である。

そして「もっと衛生に適した住宅」にするよう述べている。具体的には住宅の周辺に竹、雑木林などが密集し通気を悪くしていることを避ける。そして冬は障子を閉め切っているりをたいているなど、採光や通気を心掛け「衛生にかなった家に住めば」結核、トラホー

ム等も減少するとしている。そして「もっとよく働きよく休むこと」とし、農繁期特に農村のひとはよく働くが、そのようなとき「十分な休養と睡眠」が必要であるとしている。それに加えて農閑期も十分にあるので、怠惰に過ごさず運動競技のような精神転換も必要としている。

公衆衛生施設の向上 「十一、公衆衛生施設の向上」(131-133頁)では5点に分けて、衛生に関わる農村の社会基盤について述べている。1点目は「医療普及」についてである。「医者ばかりでなく、看護婦、産婆をいつでも頼めるようにしておく」ように、村の費用を使ってでも設備(病院)を整え、特に伝染病への対応ができる施設を用意するようになるべきであるとしている。

2点目は「特殊予防施設」の設置で、トラホーム、寄生虫などは村の公的事业として予防にあたるべきとしている。寄生虫を持っているものにはできるだけ駆逐するよう指導をする。たとえば回虫は海仁草で取れるので、村民あげて「虫取りデー」を作る。十二指腸虫は医者と相談をして農閑期に共同で駆逐を行う。トラホームは農民病だから村費を使って治療に当たるべきである。トラホーム治療所を常設し、治療にあれば効果が上がる。また具体的な予防方法は記していないが、農村にも増えてきた結核もこれから予防の措置を踏むべきとしている。公的事业の中で疫病を予防していくべきであると述べている。

3点目は「乳幼児保護」をとるための社会基盤の整備で、村で育児看護婦や産婆を置き、村内を巡回させ、そしてお産の世話、育児の相談に応ずる施設を作るといった、村単位の行政による保健部署の常置化を述べている。

4点目は「清潔監視」で、村に衛生係を設け、常に村内を監視し、不潔不衛生な点を矯正するようにすることである。個人でできないような施設については、公費で工事を行うようにするなど、行政が介在した清潔に関わる指導と整備について述べている。つまりとこ町民役場の事業として衛生政策に取り組むべきであることを示唆しているのである。

最後5点目は「衛生組合の設置」で、ここまで行政の関わりについて述べたものの、役場にはたいてい衛生係があっても無力で、さほど仕事はできないものだから、衛生を目的とした組合を設けるべきであるというものである。官民一体となった衛生に関わる取り組みを行う組織作りを奨励している。衛生施設の理解は村民の理解であるので、まず民衆の衛生教育を行うべきである。「正しく導きさえすれば理想的な衛生村が出現」し「この冊子(『改善指針』、著者註)を読む各位は自ら先覚者となり、指導者」になり、自ら生活改善の基礎である衛生の向上に努力すべきとしている。

5. おわりに

ここまで『栞』と『改善指針』における衛生の観点からの記述を拾い上げてきた。本章では両指導書が示した日常生活の改善について、その意味を記したい。

まず両指導書ともに、日常の民俗慣行と衛生思想との関わりで悪風となるものの改善指

導を記していること、そして今まで実施されてこなかった新たな生活のあり方について記されていることがわかる。

前者の場合、宴会でされる献酬、そして食事の振る舞いで酒食を大量に出し、客に持ち帰らせること、そして座卓を使わず、畳の上に料理を置くことなどが、悪風にあたる。伝染病の拡散、消化器系の健康維持の観点からの改善指導である。しかし宴会の方法として、一皿盛りで各人が食べるだけ取っていくとする形式は、一部の地域を除いて全国的に浸透したとはいいがたく、冠婚葬祭における社交儀礼の場面では、客人それぞれに配膳する膳腕形式はつづいていく。社交儀礼の観点からすれば、衛生思想と民俗慣行のせめぎ合いは、現在の民俗調査で確認できる宴会のあり方を見ても推測ができるのである。

後者の場合、特に『改善指針』では「衛生の改善」の章で、具体的に新たな対策を提案している。糞便の管理については、寄生虫病等の伝染拡大の観点から内務省式改良便所の奨励と不十分な下肥による寄生虫等を死滅できずに拡散させることを防ぐことが記されている。そして井戸を密閉式にすることや、生活排水と糞尿を貯める壺は別にすることなど下水回りの住宅改善も記している。いずれも衛生思想の「善導」であり、最後の節にある衛生組合の設置は、官民挙げて衛生村を目指すよう奨励しているところから、衛生思想の普及を新たな生活のあり方として記している。

生活改善同盟会の目指すところは「思想の善導」ということであり、衛生思想の普及もそのような観点からのものである。ただ「善導」を目指しても、通例行われている民俗慣行にすべて立ち入ることはできなかったであろう。

そもそも「衛生」ということばは、いつから日常でいわれてきたのか。『日本国語大辞典』（小学館 2006年）によると、衛生は「生命を守る」という意味で漢籍にはあり、日本では近世以降にこのことばが見受けられるという。そしてhygiologyの訳語として明治初期にあてられたこと、明治9年に内務省に国民の病氣予防を目的とした「衛生局」が設けられたことが、「衛生」ということばが現在使われる意味に展開するきっかけであったといえる。また明治10年代に「衛生学」という学問と「健全学」という領域がかなり類似している中で展開していったこともあり、つまるところ、病氣の予防や健全ということばとあわせて、「衛生」ということばが展開したことが読み取れる。「衛生」は「保健」「健全」ということばと密接に関わりながら現在の日常語になったといえる。

特に「衛生」は「病氣を予防する」という観点が第一義で、その施策としては両指導書の記述は、「衛生思想の普及」という観点で「善導」といえるが、「衛生」ということばは「病氣を予防する」を超えた概念として語義を変容していったともいえる。「衛生的」とは「病氣を予防する」から「きれいにする」という意味あいが重視され、病原の根治よりも感染を防ぐ観点で広まった意味合いで、一般の生活に埋め込まれてきた概念といえる。たとえば献酬のような、直接杯に複数の人間が口をつけることで唾氣が介在するものは病氣の蔓延に関わり「不衛生」とする感覚が、人々の日常に埋め込まれる。日常の中で、たとえ病氣を介在しなくても、「他人の唾氣が不衛生」という感覚が日常の中で埋め込まれ

てきたと、筆者は思うのである。衛生思想の普及は、「思想の善導」の要素もあろうが、人々の生活感性に介在していく側面もあったことは確認しておきたい。私たちの生活に埋め込まれている民俗慣行は、それを担う人々にとって「常識」として語られることもあるし、また「非近代的」「悪風」「弊風」と括られることもある。「衛生」に対する概念がひろがっていく過程で、当たり前に行われてきた民俗慣行と、それに対する「非近代的」「悪風」「弊風」とする評価との拮抗を考えていく必要があると思うのである。

最後に今後の課題を記してまとめとしたい。『改善指針』冊子末尾には、衛生に関わる記載の中で、「今後の生活改善運動の拡大と向上」を述べている。『改善指針』が刊行されてすぐの昭和7年に農山漁村経済更生運動が始まる。経済更生運動は農家経営、農村経済の改善とともに、生活を改善していくことも大きな柱で更生計画書が策定されていく。両者の官製運動が生活改善指導をめぐる「衛生思想」が具体的にどのように経済更生運動に接合されていったか。今後の課題として記しておきたい。

(本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「戦時体制下の官製運動における生活改善指導と通俗教育の交差に関する民俗学的研究」(課題番号16K03215 研究代表者和田健)の成果の一部である。)

【註】

- 1 たとえば「改善指針」において、「態と内縁の妻又は婿として永く棄て置き、性質や働き振り等を視た上で、始めて其の手續きをするのがあります。」と記し「之が為めには、離婚を容易ならしめたり、私生子を多くする弊があります」と記している。婚姻相手の「性質や働き振り」を見ることを前提とした、いわゆる足入れ婚、通い婚の民俗慣行に見られる内縁的な事実婚よりも、法律婚を前提とした関係を強く提言している。(和田健・「改善を提言される婚姻・葬送習俗—生活改善同盟会指導書からの考察—」『国際教養研究』第1号 千葉大学国際教養学部編・発行 2017年 7頁)
- 2 「社交儀礼の改善」の章では、「結婚」「葬儀」「仏事祝祭日」「贈答」「宴会」「訪問接客」「年賀廻礼」「公衆作法」の8節で構成されている。
- 3 水回りについてこの他に風呂の改善も記してあり、簡単な脱衣場を設け、水も竹管を持って引くように記している。その上で窓や障子に留意して採光をすると、風儀上衛生上もよいとする指摘している(99-100頁)。また古島敏雄によると、大正末期から昭和にかけての浄水について、湧水を集落で貯めて共同で管理をし各家に引き込む水道について、多様な水回りの管理がふれられている。加えて昭和初期においても上水道の簡易水道を確保している農村は多くないことも指摘している。しかしながら清浄な浄水確保のあり方は、生活改善運動とは別に確立している様子がかがえ、古島の記述を読むかぎり、『改善指針』が指摘する「衛生思想が農山漁村全体に普及していない」とはいがたい工夫が読み取れる。(古島敏雄『台所の用具の近代史』有斐閣 1996年 185-186頁)
- 4 当時の便所の改良について記された東京日日新聞の記事を筆者なりに整理したい。内務省式改良便所は、便槽をコンクリートで覆っていることがまず特徴のひとつである。コンクリートの壁面はバクテリアの発生は抑えられる。そして便槽は複数になっており(基本は3つ)、糞尿が増えていくほど、古いものは順次次の槽に移動していく。長期間かけて最後の槽に糞尿が移動してくると、時間

がたつため糞尿にある寄生虫（卵）等が死滅する構造である。その点、寄生虫病等の二次感染には効果があるが、長い期間便槽にあるので、においが強くなるというデメリットもあったようである。

（神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫所蔵 東京日日新聞「水洗便所の設備 改良すれば百円位で」1935年2月21日掲載）

- 5 双方とも駆虫剤として使用されていた。1930年代において、サントニーネは駆虫剤（虫下し）として広く使われていたが、その他にもぜんそくの薬としての効果もあったとされる（梅村甚太郎編・発行『民間薬用植物誌』1931年増訂第4版）また海仁草は別名「まくり」と呼ばれる。フジマツモ科の紅藻であり、煎じ汁を虫下しとして使用した。
- 6 山梨県は、長く宮入貝を完全に絶滅させていく施策を立て、日本住血吸虫の撲滅を目指していた。
- 7 灯油や軽油を石鹼などの乳化剤にまぜ合わせたもの。殺虫剤を加え、駆虫剤・殺虫剤に用いる（三省堂『大辞林』第3版 2016年）